

## 大阪市規則第44号

大阪市職員互助会条例施行規則及び大阪市廃棄物の減量推進及び適正

処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則の一部を改正する規則

(大阪市職員互助会条例施行規則の一部改正)

第1条 大阪市職員互助会条例施行規則（昭和30年大阪市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第20条第1号中「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合」を「大阪広域環境施設組合」に改める。

(大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則の一部改正)

第2条 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（平成5年大阪市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第8条及び第16条第5号中「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合」を「大阪広域環境施設組合」に改める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。